

第2号様式（第6条第1項）

（第1面）  
都市景観協議申出書

平成30年 4月 27日

（申出先）  
横浜市長

住所 東京都港区元赤坂一丁目3番1号  
 申出者 氏名 鹿島建設株式会社  
 代表取締役社長 押味 至  
 電話 03 (5544) 1093  
 住所 東京都港区赤坂六丁目5番1号  
 （代理人）氏名 野村 祐造  
 連絡先 03-5544-1093

横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例第9条第2項の規定により、次のとおり都市景観協議を申し出ます。

1	都市景観協議地区の名称	みなとみらい21中央地区都市景観協議地区	地区区分の名称	<input checked="" type="checkbox"/> みなとみらい大通り沿道地区 <input type="checkbox"/> その他
2	都市景観形成行為を行う敷地等の位置等	横浜市 西区 高島一丁目2番		
3	都市景観形成行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物の建築等 <input type="checkbox"/> 工作物の建設等 <input type="checkbox"/> 開発行為等 <input type="checkbox"/> 屋外広告物の表示若しくは屋外広告物を掲出する物件の設置 <input type="checkbox"/> その他の行為（土地の形質の変更、木竹の伐採、物件の堆積、特定照明、その他〔 〕）		
4	特定都市景観形成行為の該当	有		
5	都市景観形成行為の着手予定日	平成31年4月1日		
※受付処理欄				
受付年月日		年 月 日		
※条例第21条により、申出書および添付図書その他関係図書の閲覧に同意します。				



- （注意）1 申出者の住所及び氏名は、法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。  
 2 署名することにより、氏名の記入及び押印に代えることができます。  
 3 ※印の欄は、記入しないでください。  
 4 魅力ある都市景観を創造するための方針及び行為指針の内容に照らして、必要な事項について記載してください。  
 5 同一の敷地等について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の申出書によることができます。  
 6 次の図書を添付してください。（行為の種類や規模等により、市長が支障が無いと認める場合は、図書の一部を省略することができます。）  
 (1) 位置図（敷地等の位置及び当該敷地等の周辺の状況を表示するもの）  
 (2) 当該敷地等及び当該敷地等の周辺の状況を示す写真  
 (3) 建築物、工作物、アプローチ、外構及び緑地等の敷地等における配置・整備方針を示すもの  
 (4) 街並み等と立面計画との関係を示すもの（市長が認めた種類の行為にあっては、添付を省略することができます。）  
 (5) 平面図その他市長が必要と認める図書

(第2面)  
都市景観形成行為の概要

## 1 建築物の建築等

ア 行為の種類	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
イ 用途	業務、商業、文化交流施設	
ウ 敷地面積	約9,310㎡	
エ 高さ(階数)	約110m (地下1階、地上21階)	
オ 行為面積	延床面積 約83,000㎡ 増築面積 ㎡	外観変更面積 ㎡
カ その他		

## 2 工作物の建設等

ア 行為の種類	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転	<input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更
イ 用途(種類)		
ウ 敷地面積	㎡	
エ 規格(サイズ)		
オ 行為面積	築造面積 ㎡	外観変更面積 ㎡
カ その他		

## 3 開発行為等

ア 区域の面積	㎡
イ 予定建築物の用途	
ウ 法(川)の高さ	m
エ 敷地面積の最小規模	㎡
オ 木竹の保全等の面積	㎡
カ その他	

## 4 屋外広告物の表示又は屋外広告物を掲出する物件の設置

ア 行為の区分等	<input type="checkbox"/> 自己用 <input type="checkbox"/> 非自己用	
	<input type="checkbox"/> 壁面看板 (箇所) <input type="checkbox"/> 袖看板 (箇所) <input type="checkbox"/> 広告塔・広告板 (箇所) <input type="checkbox"/> その他 (、箇所)	
イ 規模(規格/サイズ)等	<input type="checkbox"/> 壁面看板	
	<input type="checkbox"/> 袖看板	
	<input type="checkbox"/> 広告塔・広告板	
	<input type="checkbox"/> その他 ( )	
ウ その他		

## 5 その他の行為

ア 行為の種類	
イ 行為の内容	
ウ その他	

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。

(第3面)  
計画趣旨等説明書

敷地特性等の説明

<p>敷地特性や 敷地の周辺状況、 景観的特徴など</p>	<p>本計画の位置する 58 街区は、横浜駅・新高島駅から徒歩圏にあり、国道 1 号線ととちのき通りの交差点に面し、交通便利性・視認性の高い敷地である。周辺には、グローバル企業のオフィス・研究施設等が立地し、開発予定物件を含め、今後昼夜間のにぎわいの増加が予想される。 また、当地区はキング軸及びびみなどみらい大通りに沿った軸、並びに周辺の建物高さとのバランスを意識したスカイラインの形成と同時に、みなどみらい大通り沿道エリアの落ち着いた風格のある景観の形成が求められている。</p>
---------------------------------------	--

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方												
<p><b>方針 1</b> 多様で先進的都市機能が集積するにぎわいと活力ある街を創る。</p>	<p><b>1 アクティビティフロア</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 775 512 1021">(1)</td> <td data-bbox="512 775 967 1021">都市景観協議地区図に示すペデネットワークや歩道等の歩行者空間、人々が自由に利用できる広場状空地（以下「コモンスペース」という）等に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。</td> <td data-bbox="967 775 1445 1021">地区施設・コモンスペースに面して低層棟を配置し「テラスモール」を形成する。ここでは、1階イベント広場・店舗、2階プラネタリウム・店舗、屋上3階アーバンテラスを配置し、立体的で連続性のある空間とする。とちのき通り側は歩道状空地に面して演出された風景を持つギャラリー空間を計画する。これらを通じて、にぎわい創出に配慮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1021 512 1211">(2)</td> <td data-bbox="512 1021 967 1211">アクティビティフロアの外壁は、ショーウィンドウ等の大型の開口部を設けるなど、ペDESTリアンネットワークや歩道等の歩行者空間又はコモンスペース等から、アクティビティフロアでのにぎわいや活動がうかがえる形態意匠とする。</td> <td data-bbox="967 1021 1445 1211">グランドレベルのアクティビティフロアは外壁を透明度の高い大型開口とし、エントランスプラザ等のコモンスペースや地区施設から、にぎわいや活動がうかがえる計画とする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1211 512 1335">(3)</td> <td data-bbox="512 1211 967 1335">アクティビティフロアの前面にコロネードやアーケードのような空間を設け、快適で連続した歩行空間が形成されるような形態意匠とする。</td> <td data-bbox="967 1211 1445 1335">アクティビティフロアに面する青空の地区施設とは、コロネードを介し内外が一体となるにぎわい空間を創出することで、快適な歩行者空間を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1335 512 1541">(4)</td> <td data-bbox="512 1335 967 1541">アクティビティフロアの周辺には、にぎわいを阻害しない範囲で、多様なスケールの緑を積極的に導入し、景観に配慮する。</td> <td data-bbox="967 1335 1445 1541">アクティビティフロア周辺に整備するコモンスペース及び地区施設沿いは、木陰に憩いの場をつくり、季節感を演出する緑で修景する。また、とちのき通り沿いは風環境を考慮した防風植栽としても機能させる。計画する緑は潜在自然植生に基づき枯れにくく健全に育つよう配慮する。</td> </tr> </table>	(1)	都市景観協議地区図に示すペデネットワークや歩道等の歩行者空間、人々が自由に利用できる広場状空地（以下「コモンスペース」という）等に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。	地区施設・コモンスペースに面して低層棟を配置し「テラスモール」を形成する。ここでは、1階イベント広場・店舗、2階プラネタリウム・店舗、屋上3階アーバンテラスを配置し、立体的で連続性のある空間とする。とちのき通り側は歩道状空地に面して演出された風景を持つギャラリー空間を計画する。これらを通じて、にぎわい創出に配慮する。	(2)	アクティビティフロアの外壁は、ショーウィンドウ等の大型の開口部を設けるなど、ペDESTリアンネットワークや歩道等の歩行者空間又はコモンスペース等から、アクティビティフロアでのにぎわいや活動がうかがえる形態意匠とする。	グランドレベルのアクティビティフロアは外壁を透明度の高い大型開口とし、エントランスプラザ等のコモンスペースや地区施設から、にぎわいや活動がうかがえる計画とする。	(3)	アクティビティフロアの前面にコロネードやアーケードのような空間を設け、快適で連続した歩行空間が形成されるような形態意匠とする。	アクティビティフロアに面する青空の地区施設とは、コロネードを介し内外が一体となるにぎわい空間を創出することで、快適な歩行者空間を整備する。	(4)	アクティビティフロアの周辺には、にぎわいを阻害しない範囲で、多様なスケールの緑を積極的に導入し、景観に配慮する。	アクティビティフロア周辺に整備するコモンスペース及び地区施設沿いは、木陰に憩いの場をつくり、季節感を演出する緑で修景する。また、とちのき通り沿いは風環境を考慮した防風植栽としても機能させる。計画する緑は潜在自然植生に基づき枯れにくく健全に育つよう配慮する。	
(1)	都市景観協議地区図に示すペデネットワークや歩道等の歩行者空間、人々が自由に利用できる広場状空地（以下「コモンスペース」という）等に面する位置には、店舗や文化芸術活動など、にぎわいを創出する空間（以下「アクティビティフロア」という）を配置する。	地区施設・コモンスペースに面して低層棟を配置し「テラスモール」を形成する。ここでは、1階イベント広場・店舗、2階プラネタリウム・店舗、屋上3階アーバンテラスを配置し、立体的で連続性のある空間とする。とちのき通り側は歩道状空地に面して演出された風景を持つギャラリー空間を計画する。これらを通じて、にぎわい創出に配慮する。												
(2)	アクティビティフロアの外壁は、ショーウィンドウ等の大型の開口部を設けるなど、ペDESTリアンネットワークや歩道等の歩行者空間又はコモンスペース等から、アクティビティフロアでのにぎわいや活動がうかがえる形態意匠とする。	グランドレベルのアクティビティフロアは外壁を透明度の高い大型開口とし、エントランスプラザ等のコモンスペースや地区施設から、にぎわいや活動がうかがえる計画とする。												
(3)	アクティビティフロアの前面にコロネードやアーケードのような空間を設け、快適で連続した歩行空間が形成されるような形態意匠とする。	アクティビティフロアに面する青空の地区施設とは、コロネードを介し内外が一体となるにぎわい空間を創出することで、快適な歩行者空間を整備する。												
(4)	アクティビティフロアの周辺には、にぎわいを阻害しない範囲で、多様なスケールの緑を積極的に導入し、景観に配慮する。	アクティビティフロア周辺に整備するコモンスペース及び地区施設沿いは、木陰に憩いの場をつくり、季節感を演出する緑で修景する。また、とちのき通り沿いは風環境を考慮した防風植栽としても機能させる。計画する緑は潜在自然植生に基づき枯れにくく健全に育つよう配慮する。												
<p><b>方針 2</b> 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。</p>	<p><b>2 歩道状空地</b></p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="432 1619 512 1742">(1)</td> <td data-bbox="512 1619 967 1742">街の公共空間と建築物の私的空間との間には、中間領域としての空間（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。</td> <td data-bbox="967 1619 1445 1742">とちのき通り沿いには歩道状空地を整備し、演出された風景を持つギャラリー空間や、列植した植栽に合わせたストリートファニチャーを配置することで、豊かな中間領域を整備する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1742 512 1888">(2)</td> <td data-bbox="512 1742 967 1888">歩道状空地を地区施設、歩道等と接して設ける場合には、境界の段差等の障害をなくすなど、一体的に利用できる形態とする。</td> <td data-bbox="967 1742 1445 1888">街区の外周の空地は、十分な空地の幅があるため広場状空地として整備し、バリアフリーに配慮して適宜スロープを設けるなど、歩道との段差を可能な限りなくし、一体的に利用できる設えとする。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1888 512 1977">(3)</td> <td data-bbox="512 1888 967 1977">歩道状空地には、歩行空間を阻害しない範囲で、植栽を積極的に導入し、景観に配慮する。</td> <td data-bbox="967 1888 1445 1977">中・高木を主体として整備・管理し、下枝や樹木による死角のない外構計画とし安全性にも配慮する。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 1977 512 2105">(4)</td> <td data-bbox="512 1977 967 2105">敷地内に歩道状空地と広場状空地を接して設ける場合には、植栽やベンチ等の配置により、空間を分けるなど、広場状空地における憩える場を創出する。</td> <td data-bbox="967 1977 1445 2105">植栽帯の整備やストリートファニチャー等の設置により、人が憩い集える空間整備を行う。</td> </tr> </table>	(1)	街の公共空間と建築物の私的空間との間には、中間領域としての空間（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。	とちのき通り沿いには歩道状空地を整備し、演出された風景を持つギャラリー空間や、列植した植栽に合わせたストリートファニチャーを配置することで、豊かな中間領域を整備する。	(2)	歩道状空地を地区施設、歩道等と接して設ける場合には、境界の段差等の障害をなくすなど、一体的に利用できる形態とする。	街区の外周の空地は、十分な空地の幅があるため広場状空地として整備し、バリアフリーに配慮して適宜スロープを設けるなど、歩道との段差を可能な限りなくし、一体的に利用できる設えとする。	(3)	歩道状空地には、歩行空間を阻害しない範囲で、植栽を積極的に導入し、景観に配慮する。	中・高木を主体として整備・管理し、下枝や樹木による死角のない外構計画とし安全性にも配慮する。	(4)	敷地内に歩道状空地と広場状空地を接して設ける場合には、植栽やベンチ等の配置により、空間を分けるなど、広場状空地における憩える場を創出する。	植栽帯の整備やストリートファニチャー等の設置により、人が憩い集える空間整備を行う。	
(1)	街の公共空間と建築物の私的空間との間には、中間領域としての空間（以下「歩道状空地」という）を豊かにしつらえる。	とちのき通り沿いには歩道状空地を整備し、演出された風景を持つギャラリー空間や、列植した植栽に合わせたストリートファニチャーを配置することで、豊かな中間領域を整備する。												
(2)	歩道状空地を地区施設、歩道等と接して設ける場合には、境界の段差等の障害をなくすなど、一体的に利用できる形態とする。	街区の外周の空地は、十分な空地の幅があるため広場状空地として整備し、バリアフリーに配慮して適宜スロープを設けるなど、歩道との段差を可能な限りなくし、一体的に利用できる設えとする。												
(3)	歩道状空地には、歩行空間を阻害しない範囲で、植栽を積極的に導入し、景観に配慮する。	中・高木を主体として整備・管理し、下枝や樹木による死角のない外構計画とし安全性にも配慮する。												
(4)	敷地内に歩道状空地と広場状空地を接して設ける場合には、植栽やベンチ等の配置により、空間を分けるなど、広場状空地における憩える場を創出する。	植栽帯の整備やストリートファニチャー等の設置により、人が憩い集える空間整備を行う。												

(第3面)  
計画趣旨等説明書

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方
<b>方針2</b> 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。	<b>3 コモンスペース</b>	①国道1号線ととちのき通り側に施設全体の導入部となる「エントランスプラザ」、②歩道橋側にシンボリックなプラネタリウムの球体を中心とした「シアタープラザ」、③新高島駅側にファニチャーを設け人々の憩いの空間となる「ヒストリカルスクエア」の3つのコモンスペースを整備し、各主要動線からの顔づくりを行う。  67街区の広場と緑を連続させ、にぎわいのつながりを確保し、建物デザインと共に都市的なゲートを形成する。また、3つのコモンスペースは「テラスモール」も含めて連続させ、敷地全体でにぎわいのつながりを創出する。  オブジェを配置し視覚的な水と緑の潤いを演出する。また、植栽は潜在自然植生に基づき枯れにくく健全に育つ計画とする共に、季節感を演出する計画とする。
	<b>4 駐車場</b>	① 駐車場は、建築物の地下に設けるなど、青空駐車場の設置は避け、街並みの連続性を阻害しないようにする。 駐車場と車寄せは地下に配置することで、にぎわいや街並みの連続性に配慮する。 ② 駐車場を地上に設ける場合は、建築物と一体的な位置へ配置、デザインする。 該当なし。 ③ 駐車場の出入口又は自動車サービス路の出入口は、街並みの連続性を阻害しないよう、都市景観協議地区図に示す、国道1号、みなとみらい大通り、国際大通りなどの地区内主要幹線道路沿いを避ける。 地下駐車場への出入口は敷地北東角部（とちのき通り沿い）に集約し、街並みの連続性に配慮する。また地下駐車場への導入路は十分な距離を取り、出入り車両の滞留が車道まで及ばないように配慮する。 ④ 駐車場の出入口は、歩行者等の安全確保しつつ、形態意匠についても街並みに配慮する。 地下駐車場の出入口は、一箇所に集約することで歩車分離に努め、歩行者の安全を図ると共に、景観にも十分に配慮する。
	<b>5 駐輪場</b>	① 駐輪場は、街並みの連続性を阻害しないため、駐輪場周辺の歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に自転車等が望めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、配置を工夫する。 使い勝手を考慮して地上部に計画するが、歩道及び広場状空地から容易に自転車が見えないよう、立上り壁、植栽等で遮蔽するなどで配慮する。
	<b>6 附属設備等</b>	① 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷捌き場、外階段等となる部分は、それらの位置や規模を工夫し、にぎわいの連続性を阻害しない形態意匠とする。 ゴミ置場、荷捌きスペースは地下に配置し、外部に表出しない計画とすることで、にぎわいの連続性に配慮する。 ② 商業施設や業務施設、共同住宅などのゴミ置き場、荷捌き場又は外階段等となる部分は、街並みの連続性を阻害しないため、歩道、歩道状空地又は広場状空地から容易に望めないよう、植栽や建築物等で遮蔽するなど、配置等を工夫する。 6(1)に同じ

(第3面)  
計画趣旨等説明書

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方	
<b>方針2</b> 街に集う人々に心地よく、優しい都市環境を形成する街を創る。	<b>6 附属設備等</b>		
	(3)	建築物の屋上に設置する設備等は、周囲から容易に望めないよう、ルーバー等により遮蔽して魅力ある眺望景観を形成する。	屋上の設備は、外壁同材の目隠し壁を十分な高さまで立ち上げることで遮蔽を行い、周辺からの眺望景観に配慮する。
<b>方針3</b> みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような街並みを創る。	<b>7 夜間照明</b>		
	(1)	都市空間のにぎわいを演出するものや建築的要素による照明等で、魅力ある街路空間を創出する。	コモンスペース、とちのき通り沿い、地区施設沿いにおいては、植栽・家具・照明を一体でデザインすることで、にぎわい、まちの連続性に配慮する
	(2)	夜間の魅力あるスカイラインを創出し、街の遠望の象徴性を表現するため、建築物の頭頂部は、照明の演出を行う。	景観形成ガイドラインに則し、隣接建物と呼応する遠景に配慮したスカイラインを創出する夜間照明(建物頂部ライトアップ)を計画する。
	<b>8 建築デザイン</b>		
	(1)	建築物の外壁は、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するため、板状などの閉鎖的で単調な形態意匠を避け、分節化や適切な開口部の配置等による表情豊かなファサードとなるよう工夫し、当地区にふさわしい個性と風格ある街並みを形成するデザインとする。	高層棟の外壁面は圧迫感を軽減し、MM21地区全体の景観と調和するよう、壁面の細分化と建物幅の分節化を図り、高層棟低層部の外装は自然石を採用することで、上質感のある落ち着いた風格のあるアーバンスケープの形成を目指す。低層棟の外装は木質調の素材を採用し、歩行者の目線で親しみある表情を演出する。
	(2)	建築物は、港への通景及び街並みの連続性を確保し、街並みにおける建築物の圧迫感を低減するよう、デザイン・配置等を工夫する。	キング軸及びみなとみらい大通りに沿った軸のスカイラインが隣棟との滑らかな連なりを形成することに配慮したボリューム・配置計画とする。
(3)	隣接する建築物どうしのデザイン・配置等は歩行空間等からの統一感・調和に配慮する。	隣接する小学校との間の地区施設には「テラスモール」を形成し、舗装仕上を周囲街区と色調を合わせることで調和を図るとともに、豊かな緑を配しつつ隣地小学校や駅からのスムーズな人の流れを創り出すことによって、本施設のにぎわい施設と一体的な空間を演出する。また、敷地北側に隣接する三井ビルディングと外壁ラインを揃えることで、みなとみらい21中央地区の新たなゲートを創出する。	
(4)	建築物の頭頂部は、魅力あるスカイラインを形成し周辺の街並みと調和するよう配慮する。	キング軸及びみなとみらい大通りに沿った軸、並びに周辺の建物高さとのバランスを意識したスカイラインの形成により、落ち着いた風格のある景観形成に配慮する。また、夜間は建物頂部をライトアップし魅力あるスカイラインを創出する。	
<b>9 スカイライン</b>			
(1)	建築物の高さは、地区全体で海側から山側に向けて徐々に高くなることや、周辺建物の高さとのバランスを図ること等について配慮し、魅力的なスカイラインを形成する。	キング軸に沿い海側から山側に向かい徐々に高くなるスカイラインと、みなとみらい大通りに沿い高低差の少ないスムーズな連続性のあるスカイラインという、二つのスカイライン構成に準拠すると共に、周辺の建物高さとのバランスに配慮した建物ボリューム設定とすることで、地区全体の都市的なゲートを形成する。	

(第3面)  
計画趣旨等説明書

計画趣旨説明

魅力ある都市景観を創造するための方針	配慮すべき「行為指針」	都市景観の形成に関する申出者の考え方
<p><b>方針3</b> みなとみらい21地区の特徴を生かし、横浜の顔となるような街並みを創る。</p>	<p><b>10 屋外広告物</b></p> <p>(1)</p> <p>屋外広告物は、次にあげる基準に基づき、秩序ある広告景観を形成し、街のにぎわいを創出する。ただし、街のにぎわい創出や活性化を目的としたエリアマネジメント活動（※）によるもので「11 にぎわい形成」に適合するものは、この限りではない。</p> <p>ア 屋外広告物は、にぎわいの創出に効果的な色彩、デザイン等について工夫し、別表1（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 みなとみらい21中央地区都市景観協議地区 参照）に掲げる質の高い広告景観を創造する。</p> <p>イ 屋外広告物は、地区内外から眺望景観、街路景観を配慮し、形状、大きさ、配置等について別表2（横浜市魅力ある都市景観の創造に関する条例 みなとみらい21中央地区都市景観協議地区 参照）に掲げるものによる秩序ある広告景観を形成する。</p> <p>※エリアマネジメント団体（一般社団法人横浜みなとみらい21）が主催する活動をいう。「11 にぎわい形成」においても同様とする。</p>	<p>都市景観の形成に関する申出者の考え方</p> <p>屋外広告物は、景観形成ガイドラインに沿ったデザインとすることで、華美になりすぎず、街並みににぎわいや良好な環境の創出に寄与するものとする。</p>
	<p><b>11 にぎわい形成</b></p> <p>エリアマネジメント活動として、公開空地やコモンスペース、隣接する公園等を活用して、オープンカフェや来街者向けのイベントの開催等を積極的に展開し、次の事項について配慮するとともに、街のにぎわい創出に努める。</p> <p>ア にぎわいが地区全体に広がるようエリアマネジメント活動について、地区内の場所で開催されているものも含めて、積極的に情報発信に努める。</p> <p>イ 建築物や工作物は、当地区にふさわしいにぎわいの演出に寄与するよう、色彩、デザイン等について工夫されたものとする。</p> <p>ウ 屋外広告物は、にぎわいの演出に効果的で当地区にふさわしいものとなるよう、色彩、デザイン等について工夫され、また、著しく景観を損なわないよう設置数に配慮されたものとする。</p>	<p>街区の特徴を活かし、主要動線を受け止める3つのコモンスペースを整備することで、街のにぎわい創出に貢献する。</p> <p>敷地西側に設けるコモンスペース（エントランスプラザ）はMM21地区の新たな玄関口として位置づけ、各種イベント時に様々な形で活用できるように、ニュートラルなオープンエリアとして計画する。</p> <p>にぎわい施設（プラネタリウム）周囲に設けるコモンスペース（シアタープラザ）は、半屋外空間として整備することで建物内外の一体的なにぎわい演出に努める。</p> <p>みなとみらい大通りや新高島駅からの動線を受け止めるコモンスペース（ヒストリカルスクエア）はファニチャーやシンボルツリーを配置し憩いの場を創出する。</p> <p>建築物・工作物・屋外広告物の色彩、デザイン等は、にぎわいの演出と同時に、周辺との調和、景観を損なわないよう十分に配慮する。</p>

(注意) 項目が多い場合は、別紙で提出できます。